

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第56条第2項	自立支援医療（育成医療）の支給認定の変更	母子健康課

- 1 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条及び自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号）に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。